

高度救命救急センター及び救命救急センターの指定に関する緊急要請

川崎北部二次保健医療圏に位置する聖マリアンナ医科大学病院は、昭和 55 年 7 月 1 日に救命救急センターを開設して以降、これまで本市における救急医療の中心的な役割を担ってきた。令和 5 年 1 月には新病棟の建替えを行い、ICU などの重症病床の増床や手術室を増やすとともに、1 次から 3 次までの救急を 1 か所に集約するなど、受入体制の強化を図っている。

同医療圏では、今後も人口増加が続くとともに都市部特有の急激な高齢化の進展に伴い、引き続き救急医療需要の増加が見込まれている中で、3 次救急患者の受入に留まらず、今後更なる増加が見込まれる 2 次救急患者についてもこれまで以上に受入を行っており、地域医療水準の向上に貢献しているところである。

予てより高度救命救急センターの指定に向けた意向を示しているが、令和 7 年 6 月 4 日に開催された神奈川県救急医療問題調査会プレホスピタル・2 次・3 次救急部会において、新規指定に向けた議論が開始された。

現状として、広範囲熱傷や指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対するより高度な医療提供が可能であり、高度救命救急センターとしても十分な機能を備えていると考えられることから、川崎市域において初となる高度救命救急センターの指定により、より広域にその役割を担うことになっても、引き続き地域の医療ニーズに応えてくれるものと期待するものである。

また、同医療圏における新たな救命救急センターの指定については、令和 2 年度に新百合ヶ丘総合病院から申請書が提出され、医療関係者からなる会議の場において、2 か年をかけて賛否両論様々な意見が交わされたが、指定には至らなかった。以降、貴県において検討が重ねられてはいるものの、指定に向けた具体的な筋道が示されることなく、現在に至っている。

この間、川崎市では、当該指定を行うことが地域医療を阻害する要因とはならないと判断できることから、県の定める「救命救急センター指定基準」を同病院が満たす以上、指定しない合理的な理由はないと、一貫して主張しているところである。

そのような中で、令和 5 年 7 月 14 日には、地域住民からなる「新百合ヶ丘総合病院への救命救急センター設置を求める会」から、早期指定を求める署名 51,630 筆が本市宛に提出されている。

さらに、令和 7 年 7 月 10 日に、新百合ヶ丘総合病院から神奈川県知事に対し、救命救急センター設置申請書があらためて提出された。

現状、新百合ヶ丘総合病院における救急診療実績は、神奈川県内の主要な救命救急センターと比較しても遜色なく、既に救命救急センター相当の診療を行っているとともに、２次救急患者も積極的に受け入れており、以前会議の場で示された「指定された場合に２次救急が後退する」との懸念を払拭するに足りるものであると考えている。

このことから、貴県におかれては、川崎北部二次保健医療圏における救急医療提供体制の更なる充実強化を図るため、聖マリアンナ医科大学病院の高度救命救急センターの指定及び新百合ヶ丘総合病院の救命救急センターの指定に向けて速やかに手続きを進めるよう、緊急要請するものである。

令和７年８月２６日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

川 崎 市 長

福 田 紀 彦